備考

一　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

二　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる最終処分場事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

イ　最終処分場の種類　一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場とする。

ロ　立地の形式　陸上埋立又は水面埋立とする。

ハ　工事に関する内容

(1)　陸上埋立においては、準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行う。

(2)　水面埋立においては、作業船を使用し、地盤改良、水中での杭打ち及び水面への土石の投入を行い、護岸築造を行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由し、又は、船舶を利用して行う。

ニ　工作物及び供用開始後に行われる事業活動の内容

(1)　工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有する。

(2)　埋立てを行う廃棄物は、分解性有機物（プラスチックを除く）を含む。

(3)　陸上埋立においては、埋立てを行う廃棄物を道路を経由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行う。

(4)　水面埋立においては、埋立てを行う廃棄物を道路を経由して、又は、船舶を用いて搬入し、埋立供用時は一定水位を超えた時点から即日覆土を行う。

三　この表において「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立ての用に供すること及び最終処分場の維持管理に関することをいう。

四　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

五　この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。

六　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」及び「重要な種」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。

七　この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

八　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

九　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の景観をいう。

十　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第二中「第八条関係」を「第二十三条関係」に改め、メタンの項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 二酸化炭素 | 建設機械の稼働（陸上埋立） | 一　調査すべき情報<br>建設機械、作業船及び車両等のエネルギー消費効率<br>二　予測の基本的な手法<br>建設機械、作業船及び車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算<br>二　予測地域<br>対象最終処分場事業実施区域及び前号における計算を適切に行うために必要な地域<br>三　予測対象時期等<br>工事期間及び事業活動が定常状態になる時期 |
| | 建設機械及び作業船の稼働（水面埋立） | |
| | 資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行 | |
| | 埋立・覆土用機械の稼働（陸上埋立） | |
| | 埋立・覆土用機械の稼働（水面埋立） | |
| | 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行 | |
| | 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航（水面埋立） | |

別記様式中「第一条関係」を「第十五条関係」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。